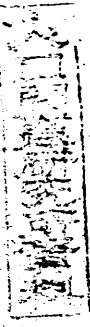


250 61
549

昭和二十四年十一月 日



內閣總理大臣

吉田

茂殿

人口問題審議會

會長 戶田貞三

B50

人口問題審議會建議

本審議會は、昭和二十四年六月十五日、第一回總會を開催し、審議の基本方針について討議した結果、現下の人口問題は、人口収容力に關する問題と人口調整に關する問題との二大焦點にあるとの結論に達したので、人口収容力に關する小委員會と人口調整に關する小委員會との二つの小委員會を特設し、それぞれの課題について審議を行つた。以來、人口収容力に關する小委員會を開催すること十回、人口調整に關する小委員會を開催すること五回に及び、その間五回の總會を開催して慎重に討議をつくし、兩小委員會とも、この程、一應の結論に到達したので、こゝに兩小委員會の決定したところを相あわせ、別紙の通り建議する次第である。

この建議は、差當り、本審議會が到達した一應の結論を取まとめたに過ぎないものであつて、本審議會は、問題が極めて複雑多岐にわたり重大である點に鑑み、今後も審議を繼續する豫定であるが、政府はさらに強力な總合的委員會を常設し、問題の解決に資することを切望する。

人口収容力に關する建議

戦後のわが國においては、一方、出生率が高まり、死亡率が低下して、人口の自然増加率が著しく大となり、また大量の在外邦人の引揚げが行われた結果として、人口が激増するとともに、他方、國土の一大部分と、資本とを失ない、また國際經濟からはほとんど孤立する状態に陥つて、實質所得水準が著しく低下した。これが一般に人口過剰の意識を強め、人口問題の解決が深刻緊切に要請されるに至つたゆえんである。

しかし、この問題を十分に解決することは、決して容易ではない。産兒調節の普及徹底によつて人口そのものを調整することの必要であることは、別に建議する通りであるが、そのみでは今日および將來にわたつて人口過剰の問題を解決するに足りない。何となれば、産兒調節が徹底的に行われるとしても、少くとも今後二十年間、可人口が激増して、労働市場を一そう強く壓迫することになると認められるからである。

したがつてこの問題を解決するには、産兒調節の普及徹底による、人口増加の抑制に努めるほか、海外移住とあわせて、國內産業および國際貿易の再建振興によつて、人口の収容力、すなわち、生産力の回復發展に努めるとともに、國民生活の安定について、特に配慮する必要がある。

一 國際貿易の再建振興

人口収容力の再建發展のためには、國內における資源の開発、産業の振興に努めなければならないが、むしろその前提と

して、平和的な國際貿易の回復振興を通じて、國際分業關係を再建することに努めなくてはならない。このためには、當面、次の諸方策が實現されるように努力する必要がある。

- (一) 海外事情の調査機能を擴充強化すること。
 - 邦商の海外渡航および海外營業所の設置などによつて、いわゆる「めぐら貿易」の弊を除去すること。
 - (二) 内外にわたつて貿易機構を擴充充實すること。
 - (三) 貿易金融關係を改善すること。
 - (四) 交易條件を改善して外貨手取率を多くするようにすること。
 - (五) 邦船の海外就航を可能にすること、それとともに、再保險事業および觀光事業などによつて、貿易外收入の増加に努めること。
- このためにはわが國の造船業の回復發展に努めることが特に必要であるが、差し當り、外國船の買入れまれば備船が可能になるようにすること。
- (六) 貿易協定の締結を一そう促進すること。
 - (七) わが國の輸出が再びソーシアル・ダムピシクの批難をうけることがないようにするために、國內勞働條件の一そうの改善に努めること。
 - (八) 單なる經濟上の競争の理由に基づくように見られる國際貿易上の制限は、出來得る限り速かにこれを撤去すべく要望すること。

また將來にわたつてわが國の貿易が順調な回復發展をするには、特に次のことが實現されるように努めなくてはならぬ。

(一) 特に世界經濟の主導國がその國際通商政策において、世界不況の克服に主導的な立場を採ること。

(二) 現下の國際通貨の問題が解決されること。

(三) 世界、特に經濟的にわが國と關係の緊密な東亞諸國に政治的な安定が確立されること。

(四) 現在の双務貿易體制では、二國間において決済を必要とするために、貿易量の十分な増加を期待することが困難であるから、多角貿易體制に改められるようにすること。

しかし、從來の經驗によると、一國が不況に陥つた場合に、その國が輸入を抑制し、反對に輸出を増進することによつて、それを克服しよとすることが多いために、多角貿易體制の下では、双務貿易體制の場合と異なつて、一國の不況が直ちに世界不況を誘發するおそれが大である。したがつて、多角貿易體制を確立して、貿易の回復發展を期するには、各國が不況の場合に、その國內需要を増進する方策を採つて、徒らに輸入制限、輸出増進の政策を用いないようにされなくてはならない。またこの場合には特に世界經濟の主導國がこの政策を率先採用することが必要である。

(五) 原材料および石油その他の燃料の供給が確保されるように諸外國の協力が得られること。

(六) 特にわが國と經濟的に密接な關係にある東洋諸國の開發および工業化が進行して、それらの諸國における國民の一般的な生活水準が向上すること。

しかし、これらの多くは、今日の實情から見ると、いずれもその解決が容易でないばかりでなく、特にわが國のみで自主

的に解決することはほとんど不可能に近い問題であるから、出來得る限り、海外諸國の深い理解と強い協力とを得ることに努めることが、何よりも肝要である。

二 國內産業の再建振興

人口収容力を再建するためには、國際貿易の回復發展と並んで、極力國內資源の保存、有効利用および開發と産業の再建振興とに努めなくてはならない。

(一) 農業生産については、農産物の國內自給度を維持増進するために、開墾^墾干拓適地の利用等による耕地の擴張と、農業の集約化を一そう増進することによつて、反當收量を増大することに努めなくてはならない。

しかし、その結果、生産費が一そう高くなっておそれがあるばかりでなく、わが國の農業はすでにより粗放的な海外農業の競争に苦しんでいるのであるから、今後、海外農業國との競争に堪えうるようにするために、次の諸方策を採ることが必要である。

- (イ) 戦後において特に顯著になつた農家經營の自給經濟化の傾向をなるべく是正するようにすること。
- (ロ) 海外農業の競争に有利に堪え得る種類の作物、または競争を受けること比較的少ない種類の作物に轉換すること。
- (ハ) 農業への資本投下を促進して、農業の畜化および機械化と、灌漑排水および土地改良とを促進すること。
- (ニ) 品種の改良および病虫害驅除法の發達普及を一そう促進すること。
- (ホ) 樹木作物の栽培、山岳地帯利用の農法を奨励すること。
- (ヘ) 肥料の低廉化を圖り、特にバクテリア利用の方法を奨励すること。

しかしながら、將來において激増する可働人口を農業において收容することはできない。むしろ戦後に至つて一般生産性低下のために激増した農業の人口吸収力は、必しも合理的な努力使用ではないから、經濟回復の上昇につれて或程度抑制せしめることが必要であると考えられる。

(二) わが國では、食料その他の供給について特に水産資源に依存することが多いから、今後は出漁許可地域が擴張されるように努力するとともに、海洋調査による漁獲高の増加、海面利用の養殖等によつて、その生産物を出來得る限り増加するようにしなくてはならない。

(三) 戦後、わが國の産業においては、生産施設が著しく減少している上に、その殘存施設もすでにかなり老朽しているから、それらの施設を更新、擴張することが必要である。

したがつて、このためには、極力貯蓄を奨励して、資本の蓄積に努めなくてはならない。

しかし、貯蓄と資本の蓄積とは、生活水準の低いところでは、如何に努力しても、その量において一般に大なることを望むことが困難であると考えられるから、差し當り、外資の導入に努力することが望ましいが、この外資の導入については、それを可能にするための前提として、資本の投下に有利にして、かつ政治的および經濟的に安定的な状態を創出維持することに努力しなくてはならない。

(四) わが國はまた産業の回復發展のために必要不可欠な原料および動力に乏しいが、利用し得る資源が全くないわけではないから、國內においてその十分な開發利用のために特別の努力をすることが必要である。特に動力資源については、水力電源の開發に努めるとともに、原料についても新にこれに代る資源の發見活用に努めることが必要である。

しかし、それとともに、必要な原材料および燃料の供給が確保されるように、諸外國の協力を得ることに努めなくてはならない。

(五) わが國産業の特に重要な輸出市場と見られる東亞諸國が次第に工業化する傾向にあることに鑑みて、わが國の産業は、それに應じて、逐次、その生産品を高級化するとともに、工業生産の重心を輕工業生産から重化學工業生産に、また消費財工業から生産財工業に移すことを考慮しなくてはならない。

同時にまた、わが國産業および貿易の現状に鑑みて、纖維工業および雜工業等の發達に遺憾なきようにするとともに、一般中小工業の維持發展について格段の考慮を拂う必要がある。

(六) 産業の再建振興のためには、經營の合理化、技術の改善向上に特に大きな努力を拂わなくてはならないが、それとともに、外國の技術および機械の導入に努めることが必要である。

(七) また産業の再建振興のためには、國民の勤勞意欲を高めて勞働の生産性を増進することが必要であるが、このためには、従来の身分的な家族主義の精神に代つて、民主主義の精神が國民の日常生活の中にまで透徹するようにすること。舊來の事業一家の精神の上に立つた勞資關係を自主的、自律的な人格の間の機能的なものに改めるようにすること。それとともに自助的、自律的な健全な勞働組合の發展を促進することに努めなくてはならない。

三 社會的安定性の確保

人口收容力の再建に當つては、特に社會的な安定性を維持確保することに留意しなくてはならない。失業の發生を防止するためには、完全雇用政策を採用して、勞働に對する有効需要を維持増進するとともに、勞働市場を改善し、失業保險制度

を擴張し失業者を救済することが必要である。しかし、わが國の現状では、失業が「潜在化」してそれが窺之に轉化する傾向が強い。したがつて、失業対策とあわせて、社會保障制度、最低賃金制度を確立するとともに、國民所得の公正な分配に努め、消費生活、特に國民榮養の合理化に努力することが必要である。

四 海外移住

將來における可働人口の激増の傾向に鑑み、平和的な海外移住について諸外國の理解ある協力を得ることは、たとえその當初にあつては、それによつて海外に移住することのできる者の數が少なくとしても、わが國においての人口の過剩感を緩和する上に、極めて大きな効果があるといふことができる。

元來、外國領土への移住は、その移住者受入國の事情によつて決定されるものであるが、未開發地域の經濟的開發は、結局、世界平和、人類の福祉に貢獻するゆえんであるばかりでなく、資源が豊かであつて勞力の乏しい國に對して、その反對の狀態にあるわが國がその相手國の求めることき種類及び數の「平和的にして勤勉有能な勞務者」を送り出すことは、彼我全くその利害を同じくするものといわなくてはならない。

しかし、世界の現下の情勢の下においては、このことを實現する上において幾多の困難があると考えられるから、わが國は、當面、まず相手國の要望に應じて、優秀な技術者および熟練勞務者を送出して、その國の經濟的發展に資するようにするとともに、今後は常に誠意をもつて、世界の世論を喚起し、國際連合、國際労働機關、その他これに關係ある諸機關の助力と活動とを促すように努力しなくてはならない。

五 要約

これを要するに、今日の我が國の人口問題は、戦後において、生産力が著しく減退した結果として、すでに國民の實質所得水準が顯著に低下している上に、さらに今後人口増加が豫想せられる場合には、國民の生活水準は、このままでは一そう低下せざるを得ないということにある。

したがつて、敗戦後の今日においては、極めて困難なことではあるが、まず何よりも生産力の回復増進に努めなくてはならない。そしてそのためには、その前提として、貿易の復興、海運の伸張を図ることが必要である。

もつとも國土の開拓、食料の増産が人口收容力の回復のために最先の急務であることは特に指摘するまでもないが、それによつて農業が一そう多くの人口を收容し得ることを期待すべきではなく、その生産性を高め農業人口の或程度の減少を豫想しなくてはならない。

したがつて、輸出の振興および原料などの輸入と相まつて、農業以外の産業の回復發展を期するのではなく、人口過剰の問題を解決することは、到底望むことができない。

参 考

(一) 今日の人口問題の根本は、わが國の人口がその總量において現在すでに甚しく過剰になつているといふだけではなく、生産年令人口（一五―五九才）が今後約二十年間にわたつて、出生率の如何にかかわらず激増するという點にある。すなわち、生産年令人口の年平均増加は、大正九年から昭和五年までにおいて五二萬人、昭和五年から同十五年までにおいて四〇萬人であり、昭和二十年から同二十四年までにおいては八一萬人（引揚者をも含む）、昭和二十五年から四十年までにおいては二〇三萬人と推計される。

(二) 「失業者」の数は、「労働力調査」によると、戦争直後の昭和二十一年十月においても一四九萬人で、年令一五才以上の「労働力人口」三、一八九萬人の四七％にすぎない。またその後著しく減少して、昭和二十三年十月にはわずかに三〇萬人で「労働人口」三、六五〇萬人の一％にもおよばないのであつて、ほとんど「完全雇用」の状態にあるようにみえるが、これでもつて、わが國の人口が過剰でないといふことはできない。

わが國では、今なお「營利」ではなくて、家族の「生計の資」を得ることを目的とした「家族經營」が廣く存在してゐて、昭和二十二年の國勢調査によると、就業人口の約六〇％がこの「家族經營」に屬してゐる上に、「營利」を目的とした「企業經營」の場合においても、勞資の關係が「家族主義の原理」の上に立つてゐるために、人口が過剰である場合にも、二十世紀の西歐諸國および米國などにおけるように、そのことが「失業者」の増加となつて現われない。實質所得または實質賃金を低下することによつて一應就業することになるからである。

(三) わが國における人口過剰の事實は、實質所得の甚しい低下の中に現われている。經濟安定本部總裁官房調査課の調査によると、人口一人當りの實質所得は、昭和五十九年を基準(一〇〇)として、昭和十五年が二二一、昭和二十二年が五九ということになつてゐる。

したがつて、この計數から逆算して、假りに實質國民所得の總額に變化がないとして、しかも一部のものが平均的に、昭和五十九年の實質所得水準を維持したとした場合でも、昭和二十二年において、二、九九七萬人、昭和十五年の實質所得水準を維持したとした場合においては、實に四、〇〇〇萬人の人口が無所得になるという計算になる。

(四) しかるに、わが國における人口の發展の跡を見ると、出生率は、大正九年の人口千に付三六・三から昭和十八年の

九・五に低下し、死亡率は、同一期間に人口千に付二五・四から一五・九に低下している。

戦後には、死亡率は引續き顯著な低下をなし、昭和二十三年には人口千に付二一・〇という極めて低い率になつてゐる。これに反して、出生率は昭和二十二年が人口千に付三四・五、同二十三年が三三・八といふ昭和の始めの頃の高率になつてゐるが、これは主として戦後にみられる一時的な性質のものである。

したがつて、わが國の出生率は、今後、大正九年以降の長期的、すう勢的な低下の傾向を再び續けることになると思へられるが、その場合においても、計算の結果によると、人口はなお増加を繼續する。出生率および死亡率が長期的、すう勢的に低下する結果として、人口の中で年令のより高い者の割合が増大するために、少くとも今後の二十年にわたつて、可働人口が、總人口の増加する以上の割合で激増して労働市場を著しく壓迫することになると推定される。

(五) 大正九年から昭和九年までの十四年間の人口増加割合は二二%であつたが、昭和十年から同二十四年までの十四年間のそれは二〇%になつてゐる。戦後の異常に高率な人口増加は引揚超過による一時的な人口移動と戦後の「遅らされた」自然増加との競合によると考えられる。

(六) 戦後のわが國において人口一人當りの實質所得が急激に低下して、人口が過剰になつたのは、一つには戦時および戦後における消耗、破壊等、資本設備の激減にもよるが、それよりも、二、その根本的な原因は、戦後にいたつて貿易がほとんど絶えたために、戦前の産業におけるより高い生産性を可能にしてきた「國際分業の利益」が失われて、「分業および大産生産の利益」の實現が著しく制限されたから、生産性が甚だしく低下したことに基いてゐるといふことができる。

(七) 戦後のわが國ではこのように實質所得水準が低下した結果として、人口の産業構成の上に異常な變化が生じてゐる。

まず第一に明治初年から昭和十五年までについてみると、農業人口は全く停滞的で常に一、四〇〇萬人を上下したのに對して、工業、商業、公務自由業などの非農業人口は引續き急激に増加した。すなわち、有業人口中の割合において、工業人口が三・八%から二五・〇%に、商業人口が六・九%から一五・〇%に、公務自由業人口が〇・七%から六・八%に、それぞれ増大しているのに對して農業人口の割合は七七・一%から四二・六%に低下している。

しかるに、今次大戦後になると、昭和二十二年には、同十五年に比較して、農林業人口が一躍三二六萬人、二三・六%の大増加をした結果として、その有業人口中に占める割合が第一次大戦直後の時代のそれに高まつているのに對して、農林業以外の人口では、鑛業人口が七萬人、一一%、建設工業人口が三三萬人、三三%、運輸通信業人口が一五萬人、一一%、自由業人口が一九萬人、一五%、公務自由業人口が三七萬人、六七%、合計一一一萬人を増加しているが、製造工業人口は一三五萬人、二〇%、商業人口は一三〇萬人、三六%、サービス業人口は一二二萬人、合計實に三六五萬人を減じている。

戦後のわが國で人口の産業別の構成がこのように異常な變化をしたのは、主として國際貿易がとだえたことによつて國際分業の利益がなくなつたために生産性と、したがつてまた實質所得とが甚だしく低下した結果である。實質所得が増加する場合に、需要の構造が食料品に對するものを主としたものから工業製品とサービスに對するものを主としたものに變化するということは、周知の通りで、これは前者に對する需要が非彈力的で實質所得の増減に應じて増加または減少することが少ないのに對して、後者に對する需要が概して彈力的であるからである。

したがつて、今後においてわが國産業の生産性が回復増進して、實質所得水準が高まることになれば、農業人口の割合は再び低下することになると見なくてはならない。

人口調整に關する建議

わが國の經濟再建と公衆衛生の向上に憂慮すべき影響を興える人口の激増を防止し、健康で文化的な生活の實現を期するため、各夫婦が受胎調節の方法によつて、自由かつ自主的に産兒數を調整しうるように、これに必要な知識の供給と、實施の適正化を圖り、またこれがひろく國民の各階各層に普及するよう指導する必處があると認みる。

右の目的達成のために、特に左の點に留意することが必要である。

(イ) 全國保健所、優生結婚相談所、その他關係機關の急速な整備と動員、またこれらの機關の實務擔當者の養成訓練、また全國醫育機關の人口問題、家族計畫、優生保護、産兒調節技術に關する教育を行う必要がある。

(ロ) 産兒調節の普及と利用の最も困難な階層に對しては、特にこれが啓もうに努力するとともに、生活保護法の一部改正等により、適正な藥劑器具を無償に入手し得るよう、積極的措置を講ずることが望ましい。

(ハ) 人口問題に關する行政事務を專管する部局を創設し、全國にわたつて家族計畫、優生保護事業等の指導を行うことが必要である。またこれに關連して、人口問題研究所、並びに國立公衆衛生院の關係業務を強化擴充し、人口行政の綜合運営の實を擧げることが望ましい。

(ニ) 受胎調節の知識の供給、またこれが實施の普及を講ずるに當つては、社會の善良な風俗の保存の障害とならないよう注意することが必要である。

二、人口増加の予う勢

わが國の人口は昭和二十三年八月一日現在の常住人口調査で、八、〇三二萬人であつて、昭和二十三年における自然増加は一七五萬に達した。この増加人口は、ほゞ大阪市の人口に近いものであつて、國民一般に大きな衝動を興えたが、この際國民の知ろうとするところは、これは戦後の一時的現象であるか、それとも、今後、相當の期間、繼續するかといふことであり、若し繼續するとすれば、どういふ結果になるかといふことであらう。本審議會は、これらの諸點について研究と検討とを行つたが、第一に必要なことは、昭和二十三年の人口増加の大部分を占める自然増加の二要素、出生と死亡との各々について、その性格を明らかにし、かつその動向に關する將來の見通しをつけることである。

まず、出生率についてであるが、昭和二十二年の三四・五は、終戦直後の人口動態統計の空白時代を考慮に入れても、戦後における最高であつたことは確實である。これは専ら復員引揚者の急増による集中的な出生と戦後の婚姻率の高まりに伴う出生増加に基づくのである。

しかるに、昭和二十三年に至つて、それが三三・八に低下したことは、すでに戦後の影響の脱却に、一步をふみ入れたものと見得る。しからば、今後、何年にしてわが國は、この戦後の影響から脱却し、平常の型に復歸するであろうか。本審議會は種々の要素、特に前大戦後のイギリス、フランス、ベルギー、オランダ、イタリー等の戦後の動態率推移の形態を研究し、これを参考として勘案した結果、わが國の出生率は、昭和二十六年に至つて、ほゞ戦後の性格から脱却し、その後は戦前十數年間の傾向を追つて徐々に下るものと思はれる。

次に、死亡率についてであるが、昭和二十三年の二二・〇は、實にわが國未厝有の低率であつて、公衆衛生の勝利を思

わせるものである。

本審議會は、その原因を明らかにするために、昭和二十三年の死亡率を死因別に分析し、その各々について考察を加えた結果、主として急性および亜急性傳染病、ならびに肺炎等による死亡の急速な改善に基づくことが明らかとなつた。例えば、この年の死因別死亡率を昭和十年のそれに比較すれば、腸チブスは五分の一以下、赤痢およびデフテリヤは三分の一以下、胸膜炎および肺炎は二分の一以下に減じている。そしてこの成果を勝ち得た理由は、主として戦後連合國軍の推進力と關係當局の努力によつてもたらされた世界の最高水準を行く公衆衛生の新規格、また新發明にかゝる傳染病に卓効ある諸藥物の輸入と、その適用等の奏効に基づくものである。しかればわが國死亡率は、將來どのような推移をたどるであらうか。本審議會は、總死亡率を死因別に分け、その各々について、その將來に關するおおよその見通しをつけ、再びこれを總合計測した結果、今後、年によつて一上一下は免れ難いが、全體としては極めて徐々に、さらに低下に向うものと考えられる。例えば、結核は、わが國では、死因別死亡の第一位を占め、したがつて總死亡率を大きく動かす重要な要素であるが、これは、前記昭和二十三年の大低下をもつてしても、昭和十年のそれにくらべて僅かに5%の改善を見ているに過ぎない。しかるに、他面、わが國現下の公衆衛生施設は、全國七百の保健所の整備とともに、次第に普及しようとしている。そこで、もし結核による死亡率が、わずかでも改善せられるならば、死亡率は、大中に動かされ、こゝに再び相當の低下を來すことが考えられる。(結核死亡率を1%減ずることでも腸チブスを100%減ずると同様の影響を、總死亡率に及ぼす)

この見解の下に、本審議會は昭和三十年までの人口を推計してみた。その結果は次のようである。

年次	出生率	死亡率	自然増加率	人口(單位千)
昭和二十三年	三三・八	一一・〇	二二・八	八〇,二一七
二十四年	三三・二	一一・七	一九・五	八一,九六九
二十五年	二九・〇	一一・四	一七・六	八三,五七一
二十六年	二七・〇	一一・一	一五・九	八五,〇四四
二十七年	二六・八	一〇・八	一六・〇	八六,三九七
二十八年	二六・五	〇	一五・九	八七,七七八
二十九年	二六・三	一〇・三	一六・〇	八九,一七七
三十年	二六・一	一〇・一	一六・〇	九〇,六〇一

以上の推計によると、わが國の出生率は、昭和三十年には約二六・〇となり、死亡率は一〇・〇となる。また自然増加率は二十六年までは、急速に減するが、その後は、當分、約一六を維持する。そして人口の總數は、二十六年に八、五〇〇萬を、三十年に九、〇〇〇萬を突破することになる。

それゆえに、産兒調節について特別の措置を講ずることなく自然の推移にゆだねるとしたならば、人口はおおむねこのよ
うな形で増加するものと思われる。

本年七月、總司令部經濟科學局發行の日本經濟統計月報第三四號第三編の中にも、日本の將來人口の推計が發表されてい
る。年令別特殊出生率や死亡率をも計算に入れて、産兒調節が極めて激烈に起つた場合、中等度に起つた場合、および特別
の措置を講じないで自然の推移に委ねられた場合とに分けて推計しているが、最後の場合は、本審議會の推計と一致するの

で、その數字を次に示す。

年	次	人口總數(單位、十)
昭和二十三年		七九、二二九
二十四年		八一、一九二
二十五年		八三、〇九七
二十六年		八四、五六九
二十七年		八六、〇四二
二十八年		八七、五二五
二十九年		八九、〇二八
三十年		九〇、五三一

右の表によると、昭和三十年の人口は、やはり九、〇五三萬となつていて、本審議會の推計の結果とほとんど一致している。なお、この推計によると、昭和三十七年に日本の總人口は、一億に達することになつてゐる。これによつても、日本の人口は、二十三年後には八千五百萬台に、昭和三十年には九千萬台に、さらに十數年後の昭和三十七年には一億を突破するという見通しがついてゐるのであるから、わが國の人口問題は、極めて重要であるといわなければならない。

二 産兒調節の效果

しからば、この人口の激増は、産兒調節によつて、どの程度まで緩和され得るであらうか。これに關する推測もまた重要である。

そこで、本審議會は、試みに世界各國中、純再生産率の最も低いイギリスおよびスウェーデン（一九三七年）を目標として、この程度の出生制限がわが國に行われるという假定の下において、これが昭和二十五年から始まるとすれば、人口總數および動態率がどのように推移するかを算定し、次のような結果を得た。

年次	自然増加率	出生率	死亡率	總數(千人)
昭和二十五年	五・一〇	一五・四一	一〇・三二	八二、五三〇
" 三〇年	六・二五	一六・四五	一〇・二〇	八五、一六一
" 三十五年	六・一三	一七・一四	一一・〇一	八七、九一五
" 四〇年	五・七五	一七・五七	一一・八二	九〇、五九一
" 四十五年	五・二四	一七・六八	一二・四四	九三、一一〇
" 五十年	三・五七	一六・四六	一二・八九	九五、一一五

すなわち、このような強度の出生制限によつても、なおかつ、昭和五十年には、わが國の人口は九、五〇〇萬台に達し、昭和七十年には一億を超える。昭和三十年についてみれば、前記の自然的に放置した場合より五〇〇萬を減ずるのみである。しかも注意すべきは、昭和二十五年からこのような強度の出生制限が一舉に行われるというようなことは、ほとんど不可能なことであるから、實際問題として、産兒調節の方法だけによつて人口問題を解決することは、少くとも、近き將來に関する限り、不可能といわなければならない。

なお、前記の總司令部の推計は、やや實現性のある、しがしながら可能なる限り激烈な産兒制限が日本に起る場合を假定

し、その立場からの計算をも行つてゐるが、それによると、昭和三十年には八、七二五萬になるとしてゐる。すなわち、自然にゆだねた場合より僅かに二七五萬を減じうるに過ぎない。

そこで、本問題の解決は、飽くまで通商（移民を含む）および産業の振興による經濟再建に重點を置かなければならないことが明らかになるが、しかしながら、そのゆえをもつて、各夫婦が行う産兒調節の効果を無視し、或いはこれを經濟的に無意義なるもののように考へてはならない。本審議會は、わが國の經濟再建が多くの困難と試練に直面するであろうところの近い將來の危険期が、産兒調節の普及による人口壓力の輕減によつて、相當程度に緩和せられ得ることを信ずるものである。

さらに重大なのは、産兒調節の家庭經濟に及ぼす影響とその公衆衛生上にもたらす利益である。すなわち、各家庭は、その計画的な産兒調節によつて家庭に襲いかかる經濟的重壓を幾分かでも輕減することが出来るし、また家族間の榮養割當の増加、保健水準の向上、なおまた妻の産褥疾患とこれによる死亡からの解放を期待することが出来る。また、出生間隔の延長が必が母體の健康向上と乳兒死亡率の低下を來すことは、世界いずれの國の統計も明らかにこれを物語つていて、その公衆衛生上の利益を見逃してはならぬ。

三 人口問題と公衆衛生

最近の公衆衛生の理念は、從來の個人衛生の考え方から轉じて、社會大衆の福祉の増進と文化の向上という方向に向いつつあるが、過大人口は、この目的達成に一大支障となるものである。

すなわち、過大人口の問題は、もはや單なる經濟上の關心事たるに止まらず、公衆衛生の重要課題となつて來たのであ

る。そして、その直接の原因は、近代科學の飛躍的發展によつて疾病の豫防ないし治療に卓効を奏する多くの發明發見が次々次ぎになされ、したがつて、死亡率の低下がいよいよ顯著となつて來たことである。恐らく原子力の醫學的應用の時代が來るならば、この勢いはさらに強化せられるであろう。しかも、われら人類はこの近代的產物である文化財のもたらす効果を拒むべき何らの理由も無いのみならず、これに對して一そうの努力を費すべきことが要請せられる。しかし、こゝで問題となるのは、この死亡率の徹底的引下げによつて結果する過大人口である。すなわち、こゝから再びわれらの生活を脅かす各種の問題がひき起され、疾病の増加、ひいては死亡率上昇の新しい因子が作られて來ることになる。新しい時代の公衆衛生が、もはや單なる死亡率の引下げだけを目標とすることが出來ず、出生率調整の問題を取上げるに至つた理由はここにある。しかも、わが國現下の實情は、最もこの點について反省すべき立場にある。

本審議會が人口調整の必要性について、經濟的理由と並んで公衆衛生上の理由を擧げたのはこれによるのである。

四 家族計畫

次に、上に述べたような動態平衡を實現するという見地から、各家庭が家族計畫の思想に基いて、その産兒を調節することが望ましい。この家族計畫に基づく産兒調節の立場は必ずしも消極的な産兒の制限のみを意味しない。したがつて、場合によつては、より多く産むことに對する要求となつてあらわれることもあり得る。さらにまた過大人口の無い國においてもこの思想に基づく産兒調節はあつてよく、また實際あるのであり、全體としての動態平衡が要求される。

しかし、現下のわが國のような情勢においては、國家の憂うところはまた家庭の關心事ではなければならない。事實、それは家庭經濟に對する重壓としてあらわれてくるから、それが自ら産兒制限に對する家庭の自發的要望ともなつてくるのは

當然であり、また必然でもある。人口増加の抑壓に對する國家的要望が、自主的な家族計畫の思想と一致することが必要である。たと出生調節は、他から強いられるべき事柄でなく、われ等の與えられた自由の行使という意味で、各自の生活設計の一部として、自主的になさるべきことである。しかも、その方法は、最も弊害の少い「受胎調節」の方法によるべきであり、またその目標は、健康で文化的な生活の實現に置かなければならない。本審議會は、これが國に將來ひろく行わべき産兒調節の根本的態度、またその運動の指導理念となることを切望する。婦人解放の問題もこの理念による産兒調節の實施によつて現實的な効果と足場を得られるであらう。

五 受胎調節と人工妊娠中絶

産兒調節は「受胎調節」の方法によるべきで、他の方法、特に人工妊娠中絶によるべきでない。それにもかかわらず、最近死産率の上昇が著しく、昭和十八年の三九・九（出産千に對する）が昭和二十三年には五〇・五に上つており、その中に占める人工妊娠中絶による死産の割合も次第に増加しつつある。同年一月のこの割合と十二月のこの割合とをくらべてみると、都市では三倍、農村では二倍に達してあり、二十四年にはさらに飛躍的增加を示そうとしている。したがつて、母體の生命と健康とに及ぼす障害の程度も少くないであろう。そこで、本審議會は、一部に優生保護法改正による人工妊娠中絶の適用範圍の擴大を求める聲があるが、その弊害が大きく、また經濟上の失費も多いので、むしろ事前の處置としての受胎調節の普及とその方法をいよいよ完全なものとすることを望む。

六 逆淘汰の防止

受胎調節は國民各階各層に普及することが望ましい。すなわち、社會の一部の階級にのみ流行し、他に及ばない時、國民

の平均素質の變化は免れないし、場合によつては、日本民族將來の質的低下となる恐れがある。わが國の現状をみると、産兒調節の風は、都市の一部の階層以外にはまだほとんど及んでいない。これに關する諸方面の調査と報告を綜合し、全國的普及度を想像すると、産兒調節をやつてゐる夫婦は(やつたことがあるという程度の者を加えても)二〇%以下であり、他はやつてもいなければやつたこともないのである。しかも、これらの調査は、都市と農村とに公平に行われたようたみえても、統計技術上、都市的選擇をうけやすいから、實際の普及度はさらに低いものと思われる。

ちなみに、一九四三年の「フオーチエン」誌の調査によれば、アメリカ合衆國では、都市家族の約六〇%、農村家族の約四〇%がこれを行つてゐる。

しかし、産兒調節は都市或いは都市的環境における知能的職業者間では、今日でも或程度普及してあり、人口問題研究所の東京都および近郊市町村の實態調査によれば、都市夫婦の二六・四%、町村在住夫婦の二二・四%がこれを實行している。また、公衆衛生院は、職種別調査で官吏二二%、小商工業者約一一%という數字を出している。後者は、また大都市居住者で受胎調節を行つてゐるものだけについて夫の教育程度別に調査しているが、それによると、大學卒業者が約三〇%、専門學校卒業者が二七%、中學卒業者が一九%、小學校卒業者は〇・八%實行していることになつてゐる。これは受胎調節の風がいかなる階層に普及し易いかを物語るものである。本審議會は、このゆえに、受胎調節の普及をはかるためには、政府は關係の機關を動員して、これが合目的々指導を徹底的に行うよう希望する。

なお、受胎調節の普及が困難をきわめるのは、これに對する要求のほとんどない人々の間、或いはこれらの人々の群居する地域においてである。特に、遺傳學的意味での好ましくない素質者の多數群居している特殊地域は、同時に性病、アルコ

ール中毒、麻薬中毒等の淫浸する場所となり、また各種の社會惡の温床ともなりやすい。ゆえに、もしこれらの地域に受胎調節運動の手が及ばず、自然に委ねられるならば、いわゆる逆淘汰の出現は必至であり、民族の將來は眞に悲しむべきものとなる。本審議會は、この點を特に重視するものである。ゆえに、これが対策として、特殊の人々、或いは地域を目ざす訓練された保健婦の活動、母親教育の組織化、その他あらゆる手段に訴えて受胎調節に關する知識の供給は勿論のこと、必要な一切の資材の安價ないし無償の入手を可能ならしめるための積極的措置を講ずる必要がある。

なお、こゝにきわめて必要なことは、これら一切の措置に伴う日本民族の量的および質的動向を精確にとらえることであり、特に日本民族永遠の生命をつちかう民族平均素質の動きに對して、あらゆる調査研究機關を動員して格段の注意を拂うことが必要である。

七 重要な留意事項

人口調整がその實を擧げるためには、これに適する社會的文化的條件の同時に存在することがきわめて望ましい。特に次のような條件の存在する時に産兒調節は大きな普及性と浸透性を示すことに留意すべきである。

(イ) 一國の産業が高度に工業化し、國民の生活水準が向上し、國民大多數の者の文化生活に對する欲望がこれにしたがつてたかまざる場合。

(ロ) 相續制度、所得形態等が子女を多くもつことを不利とする場合。

(ハ) 社會保障制度の擴充により、老後の生活安定のため、子女をもつ必要がなくなつた場合。

正誤表

	正	誤
四頁	開墾	開
四頁	受けることの	受けること
七頁	擴張し、	擴張し
八頁	低下	低不
九頁	四・七%	四七%
九頁	昭和十八年の二	昭和十八年の一
一〇頁	に下つてゐる	になつてゐる
一一頁	〇・七%	〇・七
一一頁	一五%	一五%
一二頁	人口問題研究所	人口問題研究所
一三頁	脱却に	脱却に、
一五頁表中死亡率六行目	一〇・六	一六・〇
六行目	ひき起され、	ひき起され

国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 9 1

61

9